

第1章 プラン策定に関する基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

外国人の増加や定住化を踏まえて、多文化共生施策を計画的かつ総合的に展開するために2008年(平成20年)3月に策定した「あいち多文化共生推進プラン」(以下、「前プラン」という。)の計画期間満了に伴い、前プラン策定後の社会情勢の変化や外国人県民を取り巻く社会環境変化への対応を盛り込んだ「新あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。

2 プランの性格

本プランは、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方や役割を明確にする指針としての性格と、本県と(公財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせもつものです。

さらに、多文化共生社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、NGO・NPO、企業など様々な活動主体が多文化共生を理解する上での参考となり、取組を実施する際に活用してもらえるプランとしました。

3 プランの策定方法

本プランの策定にあたっては、学識経験者を始め、地域の多文化共生推進に関わる様々な活動主体の関係者で構成する「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」¹を設置し、様々な立場からの意見を求めました。また、外国人県民から意見を伺うために、地域社会における外国人県民の役割をテーマに「外国人県民あいち会議」²を開催しました。

さらに、パブリックコメントや外国人県民への意識調査³、支援団体等へのアンケート⁴などを実施して、幅広い方々の意見や要望を反映した内容としました。

4 計画期間

2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの5年間とします。

¹ 参考資料○ページ参照

² 参考資料○ページ参照

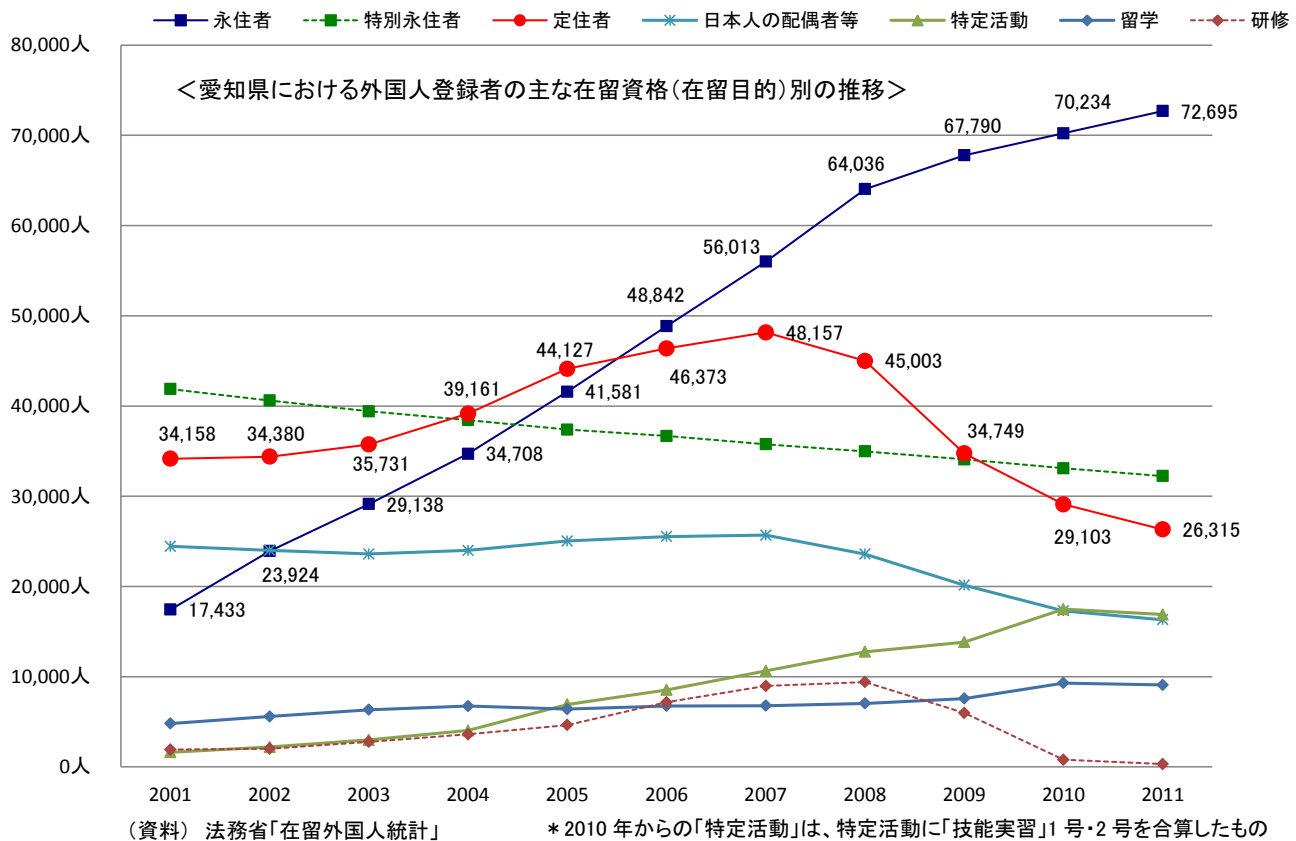
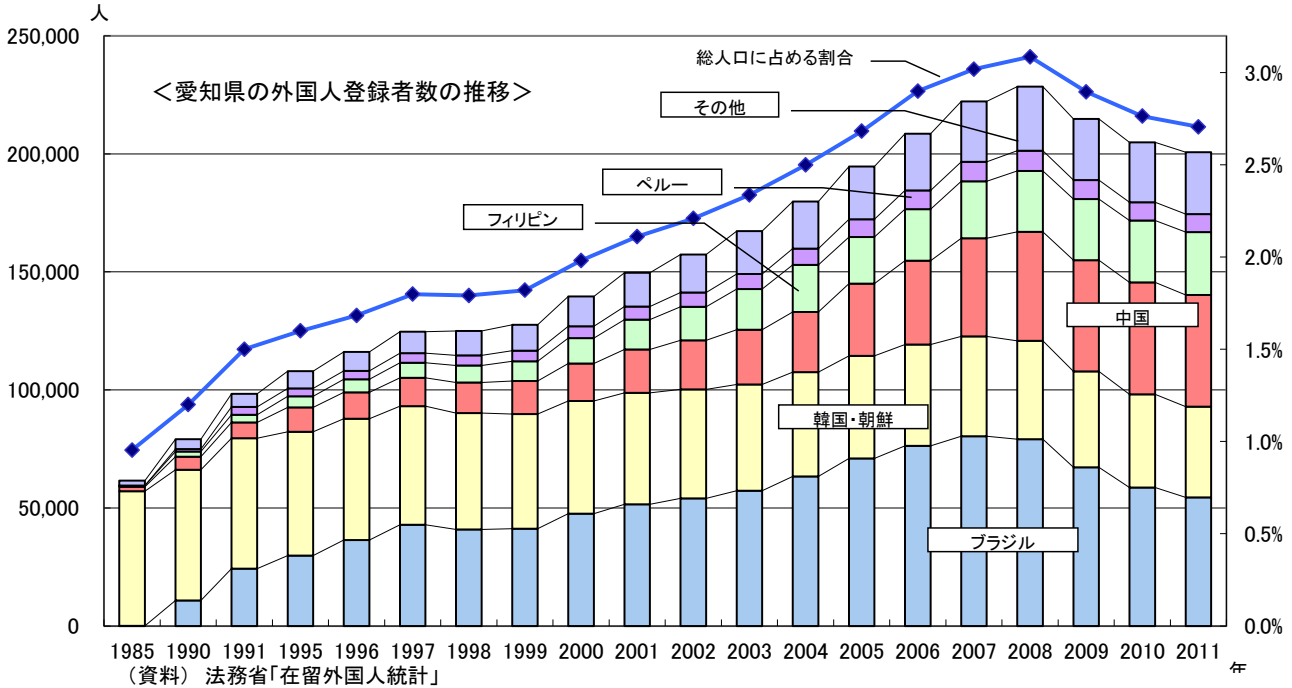
³ 参考資料○ページ参照

⁴ 参考資料○ページ参照

5 プラン策定の意義

(1) 前プラン策定後の変化

前プラン策定後、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻がきっかけとなって発生した世界同時不況により、外国人を取り巻く環境は厳しくなり、日系ブラジル人の減少に大きく影響を受ける形で外国人登録者数は減少していきました。



しかし、一方で、「永住者」の在留資格⁵を持つ者の増加傾向が続いており、永住志向の強い外国人が増えてきていると言えます。また、前プラン策定時の状況と比較すると、外国人を取り巻く環境や多文化共生に関して、以下の変化がありました。

○外国人の状況は多様化してきている

ブラジル人が減る一方で、中国人やフィリピン人が増えています。パキスタン、ネパール等アジア圏の出身者も増えており、多国籍化が進んでいます。また、日本国籍であっても日本語のわからない子ども⁶がいたり、永住化が進むにつれて高齢者も増えてきています。さらに、散在地域においても外国人が増えてきており、国籍や年齢、地域など、様々な面から外国人の状況は多様化してきています。

○施策は少しずつ充実してきている

愛知県においては、日本語学習支援基金の創設、多文化ソーシャルワーカー⁷の養成・活用、あいち医療通訳システム⁸の構築など、県独自の施策が行われています。国においても、日系定住外国人を担当する部署が設置され、日系定住外国人に対する基本的な考え方や方向性を示すとともに、これを具体化した行動計画が策定されました⁹。その他にも、行政における情報の多言語化が進み、相談窓口も増えてきています。

○外国人に対するイメージは少しずつ良くなってきている

外国人が地域社会に住んでいることが知られ、地域の中でふれあいが増えてきたことから、少しずつ、外国人に対するイメージが向上し¹⁰、日本人とのトラブルも減ってきました。特に、若者は、小中学生期に外国人の同級生を持っている場合が多く、彼らにとって多文化共生は他人事ではありません。また、日本の大学等で教育を受ける外国人が増えてきており、今後の多文化共生の担い手として期待できます。

企業にとっても外国人は特別な存在ではなくなりつつあります。さらに、東日本大震災を機に、地域づくりの担い手として外国人の重要性が認識されるようになりました。¹¹

(2) 現在も残っている課題

前プラン策定後、状況は改善されてきたものの、依然として残っている課題もあります。

⁵ 申請により、法務大臣が永住を認める者で、日本国内での活動に制限はありません。素行が善良である等の要件に加え、実務上では、在留資格に応じて、一定年数以上、本邦に在留しているかが認められるポイント(「定住者」資格の場合は5年以上)になります。

⁶ 帰化して日本国籍を取得した子、父親または母親が日本人で日本国籍を持っている子、日本国籍でも海外で長期滞在し来日する子など。

⁷ 外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材。

⁸ 参考資料○ページ参照

⁹ 参考資料○ページから○ページ参照

¹⁰ 参考資料○ページ参照

¹¹ 「東日本大震災後には大勢の外国人が支援する側に参画しており、外国人を弱者として捉えるのではなく、外国人の防災への参画の視点も検討すべき」(2012年2月27日に総務省主催で開催した「多文化共生の推進に関する研究会(第1回会合)」における田村太郎委員の発言)

○雇用、子どもの教育、日本語教育など、課題はあいかわらず残っている

外国人労働者は、短期契約に基づいて働いている人が多く、あいかわらず不安定な雇用形態のままです。また、子どもの教育を受ける権利は保障されていません¹²。外国人学校の法的位置づけについてもあいまいなままです¹³。大人が日本語を学ぶ機会は、単発的に設けられる場合はあるものの、制度として整備されておらず、就職しても、日本語がわからないため辞めてしまう場合が多くあります。

○日系定住外国人以外の外国人に対してあまり目が向けられていない

外国人が急増するきっかけとなった1989(平成元)年の「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という。)の改正¹⁴前から日本に住んでいる韓国・朝鮮籍等の特別永住者¹⁵や、中国残留邦人¹⁶、インドシナ難民¹⁷等に対して、あまり目が向けられていません。

○触れ合う機会はまだ不足している

外国人に対するイメージは向上しつつありますが、苦手意識を持っている日本人も少なくありません。また、地域活動へ積極的に参加している外国人もいますが、全く参加していない人もおり、日本人と外国人が実際に触れ合う機会はまだ不足しています。

(3) 新しいプランを策定する必要性

前プラン策定時と比べて、多様化や永住化の傾向が強くなっており、それに伴う新たな課題が出てきています。また、前プラン策定以降、行政による様々な施策やNPOの活発な活動により状況は改善されつつあるものの、依然として残ったままの課題もあり、特に、教育・労働・医療などの生活環境の整備は急がなければなりません。

一方で、若者や外国人自身も多文化共生の担い手として大いに期待できる状況になってきました。そのため、こうした新しい担い手と一緒に、課題に対応するだけでなく、今後も愛知県で暮らしていこうと思えるような暮らしやすい社会づくりを目指し、県民の生活や地域の発展にプラスとなるような施策を計画的かつ総合的に展開するため、新たにプランを策定する必要があります。

¹² 外国籍の子どもたちには就学義務が課されていません。日本国憲法第26条第1項・第2項によると、教育を受ける権利を有し、子どもに教育を受けさせる義務があるのは「国民」、すなわち日本国籍を有する者に限られます。

¹³ 愛知県内のブラジル学校は2012年5月現在13校中4校のみが各種学校であり、それ以外は私塾扱いとなり、私学助成の対象になっていません。

¹⁴ 在留資格が17種類から27種類に拡充されるなど、在留資格の種類と活動範囲の全般的な見直しが行われました。その結果、日系人2世や3世には、在留活動に制限のない「定住者」の在留資格が認められました。

¹⁵ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、または当該資格を有する者をいいます。終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象としており、在留期間や在留活動に制限はありません。

¹⁶ 1945年8月9日、ソ連軍が満州(中国東北部)に侵攻して以降の混乱の中で日本に帰国できず、やむを得ず中国にとどまった日本人。その配偶者や子どもも含め、日系人と同様、「定住者」資格が認められています。

¹⁷ 1975年、ベトナム・ラオス・カンボジア(インドシナ三国)が社会主義体制に移行したことにより、国外へ脱出し、難民となった人々の総称。「定住者」資格が認められています。

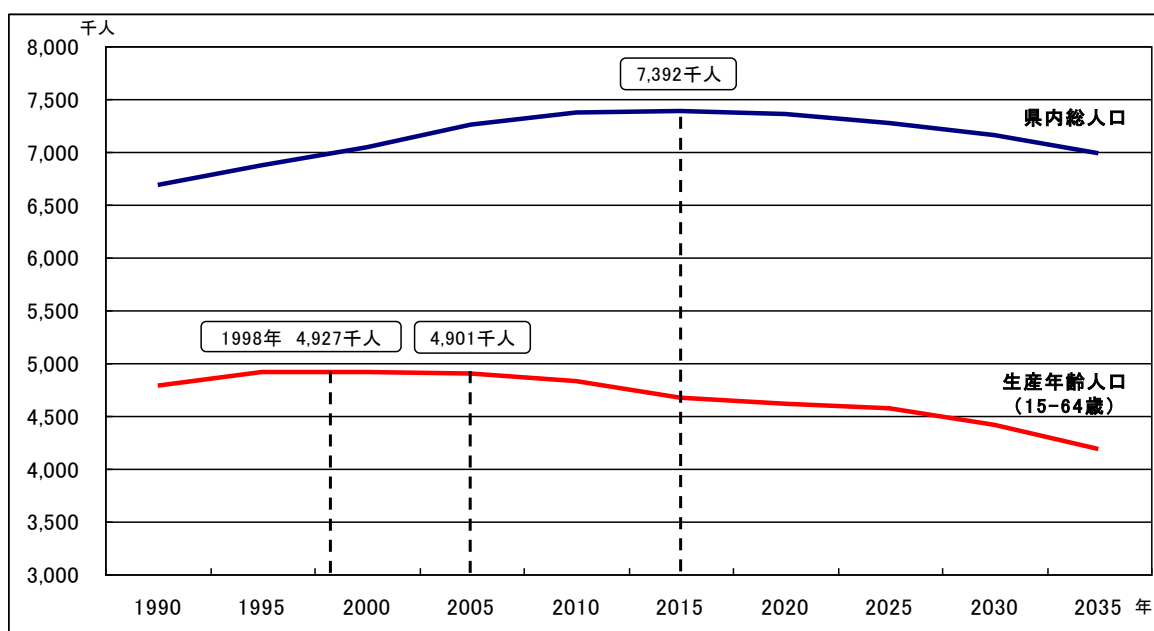
第2章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

外国人県民の急増期は過ぎましたが、多様化や永住化が進展する中で、外国人県民を取り巻く課題は、ますます複雑で多岐にわたってきました。また、2012年(平成24年)7月の住民基本台帳法の改正施行¹⁸により、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、外国人も日本人も同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

また、愛知県の人口見通しは、今後、2015年から2020年にかけて減少に向かい、生産年齢人口(15～64歳)が更に減少する一方で、65歳以上の高齢者の増加が続くと推計されています。人口減少・超高齢社会が到来する中で、地域の活力を維持するためには、外国人県民も含めたすべての県民が能力を發揮できるような社会づくりが不可欠です。

＜愛知県の人口の推移と将来推計＞



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(2007年5月)
愛知県県民生活部統計課「愛知県統計年鑑」

¹⁸ これまで外国人は、外国人登録法により把握されていましたが、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法は廃止され、住民基本台帳法の適用対象となりました。

2 多文化共生推進の意義

■ 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」¹⁹などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

■ 地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、県外や世界の人々に愛知県を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

■ グローバル人材の育成の推進

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材の育成を図ることも可能になります。

■ 安全で安心なまちづくりの推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害に遭わないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

■ すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

¹⁹ 1978年の最高裁判決以後、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と解されています。人権の普遍性や憲法前文の国際協調主義、更には憲法98条2項の条約遵守義務から、日本国憲法上、一般に外国人の人権保障の必要性が導かれています。

3 多文化共生推進の方向性

(1) 「生活者として受け入れる」という視点から考える

すでに多くの外国人が日本に移り住んできているという現状を踏まえ、「生活者として受け入れる」という視点から施策を考えていく必要があります²⁰。そのためには、継続的・広域的な制度・仕組みづくりを行う必要があります。

(2) 外国人と協働する

外国人も地域社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、日本人が外国人向けに企画するだけでなく、外国人や外国人自助組織との協働により、双方がともに、施策の立案・検討・運営に係わる仕組みをつくるなど、外国人が担い手となるような場づくりを進める必要があります。また、今後の多文化共生の担い手として、日本の大学等で教育を受けている外国人に注目していく必要があります。

(3) 外国人も日本人も希望の持てる社会づくりをする

今後は、就労が不安定な外国人や日本人弱者が階層化していくことも懸念されるため、弱者をつくらないための就労環境の改善や就労支援、社会保障のセーフティネットが必要であり、希望を持てる社会づくりに取り組む必要があります。

(4) 子どもの教育を充実させる

小中学校で教育をきちんと受けられるようにするとともに、就学前や高校・大学進学への支援、さらに、学齢を超過した子どもたちへの支援などを行う必要があります。また、外国人児童生徒にとって、すでに日本社会で活躍している第二世代²¹は子どもたちの目標でもあり、こうした世代とふれ合う機会を増やすことも必要です。外国人学校における各種学校の認可基準の更なる緩和や学校保健のあり方についても検討する必要があります。一方、日本人の意識を変えるためにも、学校教育はとりわけ重要であり、教師に対して多文化共生について理解を深める機会を設ける必要があります。

(5) 日本語教育の体制を整備する

日本語は生活のあらゆる面で必要です。そのため、行政は、ボランティアの日本語教室活動を支援するだけでなく、主体的に日本語教育に取り組む必要があり、日本語教育関係機関・団体の経験やノウハウを活用して、日本語教育の体制を整備するための方策を検討する必要があります。

(6) 多文化共生に関して知る機会を設ける

県民一人ひとりの理解を深めるため、多文化共生について知る機会を設けるとともに、外国人県民と日本人県民が触れ合う機会を多く設け、お互いを知る必要があります。その

²⁰ 日本は移民受入政策をとっていませんが、1990年の入管法改正により、日系人等に就労に制限のない「定住者」資格を認めたため、受入態勢が十分に整わないまま、就労を目的として多くの日系人が来日しました。

²¹ 就労目的で来日した第一世代に対して、親に連れられて幼少期に来日したり、日本で生まれ育った世代のこと。

ために、多文化共生の意味²²を正しく伝え、異文化への理解を促進していく必要があります。また、外国人県民の多様化に鑑み、全ての国籍や民族に対する理解が進むように留意する必要があります。

(7) 情報提供のあり方等を検討する

行政情報や生活情報の提供について、受け手である外国人県民の意見を踏まえた内容やあり方を検討するとともに、情報機器の発達と普及を念頭に置いて、有効な手段を積極的に取り入れる必要があります。

(8) 様々な担い手と連携・協働する

市町村においても様々な取り組みがされているため、そうした取り組みを広域的に展開するとともに、様々な多文化共生の担い手(国際交流協会、NPO/NGO、大学、企業等)が、お互いの特徴を生かしながら、連携・協働していくための場づくりを行う必要があります。また、福祉、教育、防災、自立支援、情報、まちづくり等他分野との連携・協働も図っていく必要があります。

²² 「多文化共生」と「外国人支援」は似た用語に思われますが、異なります。多文化共生の推進にあたっては、外国人への支援は重要な取組ですが、その支援は外国人自身が日本社会で自立し、社会参加するための支援です。また、外国人を対象にした施策に偏ることなく、日本人への啓発などを行い、地域社会の意識改革を進める必要があります。日本人も外国人もともに暮らすパートナーとして、協力・協働できる関係性こそが多文化共生の前提です。なお、「多文化共生」という言葉は、日本で生まれた言葉ですが、外国人にとっては、「多文化共生」と言われると、自分たちの国の文化を尊重しながら自分たちの言葉で生きていける「多文化主義」と同義に捉えられがちです。しかし、日本社会で自立して生活するには、ある程度、日本語が必要であり、日本文化にも合わせていく必要があります。そうした違いをはっきりと伝えていく必要もあります。

4 プランの目標

(1) 基本目標

本プランの目標を明確にするため、基本目標を以下のように定めます。

【基本目標】

多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

【基本目標の考え方】

多文化共生社会の形成の推進により、国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を十分発揮しながら、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりが進みます。そして、幅広い分野で内外から多数の優れた人材を引き寄せることが期待され、地域への定着に取り組むことが、地域活力の源になります。

様々な推進主体との連携・協働を図りながら、国籍や民族などの異なる人々がともに安心して生活できる、豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会をめざします。

* 多文化共生社会とは

「国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」

と定義します。

(2) 施策目標

基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げ、これらの視点から、施策の基本方向と目標に向けての具体的な施策を展開します。

施策目標 I

多文化共生の意識づくり

国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民が互いの文化的背景や考え方などについて相互に理解を深める機会を増やし、日本人県民と外国人県民が地域で協力・協働し、ともに暮らしていくという意識づくりを推進します。

施策目標 II

誰もが参加できる地域づくり

地域で暮らす一人ひとりが地域社会の担い手として、その能力を十分発揮しながら活躍できるような環境を整備するとともに、地域づくりへの主体的な参加を促進します。

施策目標 III

誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人県民の自立を促し、生活全般にわたる支援の充実を図るなど生活環境を整備し、日本人県民と外国人県民がともに安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します。

(3) 目指すべき状態

3つの施策目標の視点から施策が展開された結果、5年後にどのような状態を目指すかを明示します。

施策目標Ⅰ 多文化共生の意識づくり

<目指すべき状態>

1. 地域社会で外国人を受け入れる状態にある
2. 外国人県民の人権が尊重されている
3. 新たな多文化共生の担い手が育っている

施策目標Ⅱ 誰もが参加できる地域づくり

<目指すべき状態>

1. 外国人県民も担い手として施策の検討に加わっている
2. 自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境が整備されている
3. 様々な担い手が活動し対等な立場で連携・協働している

施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

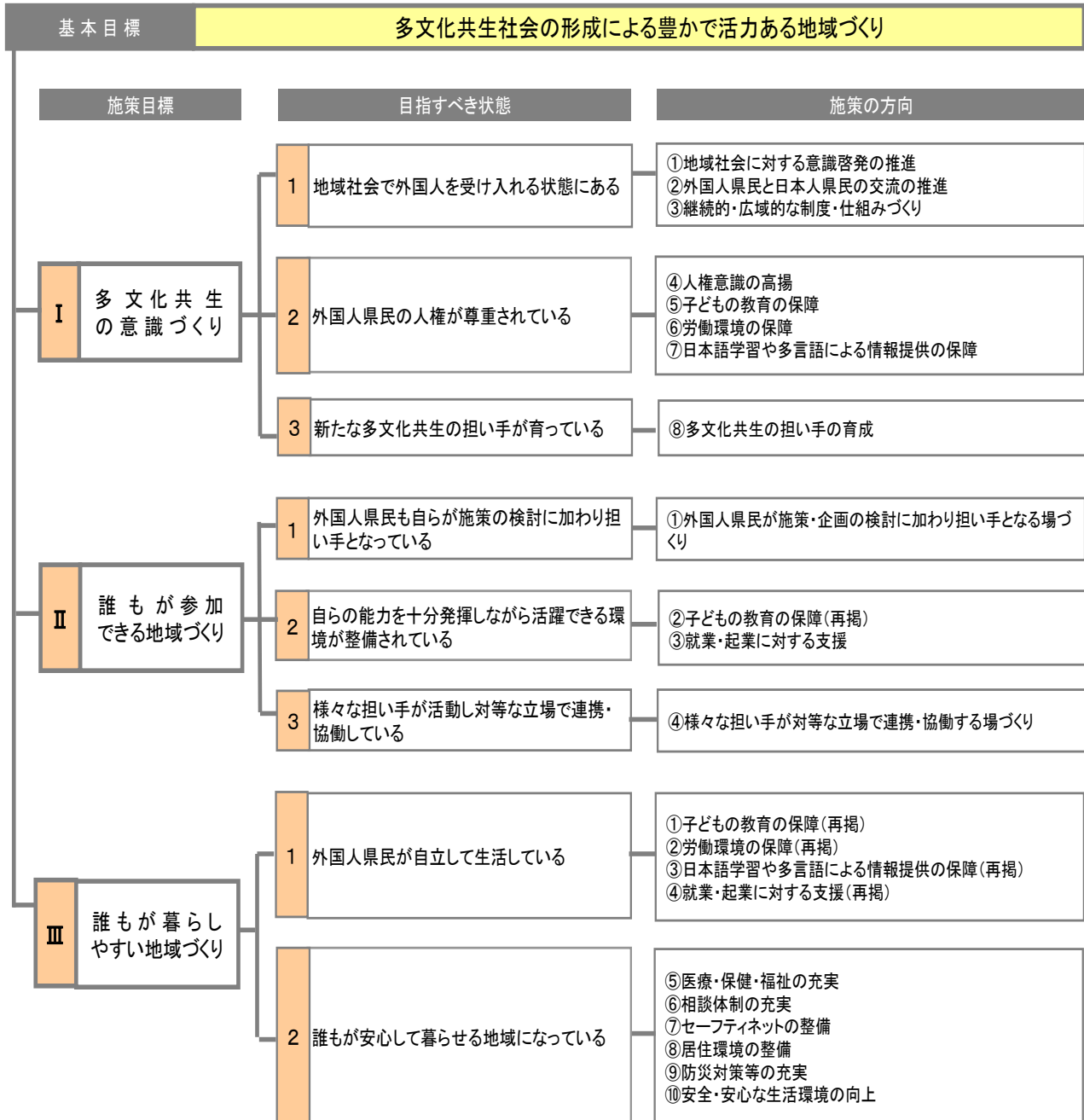
<目指すべき状態>

1. 外国人県民が自立して生活している
2. 誰もが安心して暮らせる地域になっている

第3章 推進施策の方向

基本目標を実現するため、3つの施策目標の視点から、目指すべき状態を描き、これらの状態を実現するために、今後とるべき県の施策の方向性を打ち出すとともに、重点施策を掲げます。

【プランの体系】



1 施策目標 I 多文化共生の意識づくり

<目指すべき状態>

1. 地域社会で外国人を受け入れる状態にある
施策の方向① 地域社会で外国人を受け入れるための意識の醸成
施策の方向② 外国人県民と日本人県民の交流の推進
施策の方向③ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり
2. 外国人県民の人権が尊重されている
施策の方向④ 人権意識の高揚
施策の方向⑤ 子どもの教育の保障
施策の方向⑥ 労働環境の保障
施策の方向⑦ 日本語学習や多言語による情報提供の保障
3. 新たな多文化共生の担い手が育っている
施策の方向⑧ 多文化共生の担い手の育成

(1) 施策の方向① 地域社会で外国人を受け入れるための意識の醸成

- 地域社会で外国人を受け入れるためには、まず、地域住民全体に対して、多文化共生について正しく伝え、理解と認識を深めてもらうことが不可欠です。日本人県民と外国人県民との相互理解を促進し、地域社会の意識改革を推進するため、継続的に意識啓発を行っていきます。
- また、多文化共生月間を制定して、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確に示すとともに、その月を中心として、集中的に多文化共生に向けてのメッセージを発信していきます。

重点施策 I 多文化共生月間を制定します

(2) 施策の方向② 外国人県民と日本人県民の交流の推進

- 外国人県民と交流を図ったり、異文化理解を深めるためのイベントを開催します。その際、外国人県民の多様化に鑑み、様々な国籍や民族に対する理解が進むように留意します。
- ボランティアを中心に運営される地域の日本語教室は、日本語を学習する外国人県民と支援するボランティアが、日本語の学習を通して互いの文化的背景や考え方などについて理解を深め交流できる場となります。このような地域の日本語教室を活用して、相互理解が促進されるよう努めます。
- 各地域で行われている異文化理解イベントをとりまとめ、周知することにより、イベント

へ参加する機会を増やし、外国人県民と日本人県民の相互理解を深めていきます。

(3) 施策の方向③ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり

- 外国人県民を地域社会で生活者として受け入れるという視点から施策を考え、継続的・広域的な制度・仕組みづくりを行っていきます。
- 本県においては、これまで先導的な事業に取り組んできました²³が、モデル実施だけにとどまらず、ここで得られたノウハウ等を広く普及し、継続的な事業実施をしていきます。また、各市町村においても、地域の実情に応じた事業を数多く実施していることから、他の地域の参考となるよう、こうした事業の紹介を行うことにより、他市町村にも広げていきます。

(4) 施策の方向④ 人権意識の高揚

- 県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけ、差別や偏見のない地域社会づくりをめざして人権教育・啓発を推進します。
- 地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やすとともに、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図ります。
- 多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、児童生徒の成長にも有益です。学校教育においても人権尊重の精神を基盤に、多文化共生に関する学習機会の充実に努めるとともに、教員に対しても多文化共生について学ぶ機会を提供します。

(5) 施策の方向⑤ 子どもの教育の保障

- 外国人児童生徒に対するきめ細かな語学指導や学校生活への適応指導を実施するため、日本語教育適応学級担当教員の配置²⁴や語学相談員の公立小中学校への派遣を充実するとともに、県立高等学校に生徒の母語/母国語²⁵に堪能な外国人生徒教育支援員の配置を充実するなど、公立学校の受入体制の更なる整備を推進します。
- 外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、語学演習、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させ、資質の向上に努めるとともに、ポルトガル語などに堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。

²³ 参考資料〇ページから〇ページ参照

²⁴ [小学校]日本語教育が必要な児童生徒が10人以上:1人、31人以上:2人、51人以上:3人、71人以上:4人、91人以上:5人。[中学校]日本語教育が必要な児童生徒が10人以上:1人、21人以上:2人、31人以上:3人、41人以上:4人。

²⁵ 母語は、個人が最初に接触あるいは習得する言語です。母語と母国語は異なる場合があります。例えば、中国のチベット人の場合、母国語は中国語、母語はチベット語になります。

- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、外国人生徒を対象とした入学者選抜を引き続き実施します。また、中学校卒業程度認定試験(中卒認定)²⁶の改善など、外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。
- 多文化共生の視点にたった国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。
- 不就学の子どもや放課後の児童に対する学習支援は、国際交流協会やNPOによって支えられていますが、継続的に事業が実施できるよう、国に制度化を要望していきます。また、不就学を早急に解消するため、県としても、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。さらに、より多くの人たちに学習支援ボランティアへの参加を呼びかけ、参加希望者と国際交流協会やNPOとの間をつなぐことにより、人材確保のための支援をします。
- 住民基本台帳法が改正され、外国人についても住民票が作成されるようになったことから、住民基本台帳の活用などによる就学の推進について、市町村に必要な助言を行います。
- 外国人の子どもの教育を受ける権利の保障に向けて、教育に関する基本的な方針の策定や専任教員の配置の充実など、外国人の子どもに対する教育の充実について、国に対して積極的に要望を行います。
- 外国人学校に対しては、各種学校認可申請に関する情報提供を行い、学校法人化・各種学校化を引き続き促進するとともに、認可基準の更なる緩和について検討を行います。また、各種学校認可校には私立学校の振興を図るため、私学助成金を交付します。
- さらに、外国人学校は学校保健安全法の対象になっていない²⁷ことから、学校保健のあり方について検討を行うとともに、卒業後も本国に帰らずに、日本社会で生活していく子どもたちも多いことから、その実態を把握し、対策を検討します。
- 地元経済団体や企業等と協力して創設した日本語学習支援基金を活用して、地域の日本語教室や外国人学校へ助成を行ったり、日本語指導ボランティアの養成を行ったりするなど、外国人県民の子どもの日本語学習を促進します。
- 公立小学校に入学予定の外国人県民の子どもが早期に学校に適応するためには、初期の日本語指導や学校生活への適応指導が重要です。このため、全国に先駆けて

²⁶ 学校教育法第23条の規定により、病気などやむを得ない事情で就学を免除された人や、日本の国籍を有しない人で受験年度末までに15歳以上になる人などに対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

²⁷ 学校保健安全法は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るためのものであるが、学校教育法第一条に定める学校が対象となっているため、外国人学校は、各種学校に認可されていても、この対象にはなっておらず、学校健診未実施の学校も多くなっています。

作成した「プレスクール²⁸実施マニュアル」やモデル事業の成果の活用、実施主体等への説明会等を通して、プレスクールの設置を促進します。

- 母語は、アイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーション等のために重要な役割を果たすことから、外国人県民の子どもたちが母語に誇りと関心が持てるようにしていきます。
- 将来、社会においてその能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の仕事に夢をもち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することが重要です。そこで、外国人県民の子どもたちや保護者に進路に関する情報を提供したり、子どもたちを地域で支援している団体に支援の参考となる情報を提供するために、「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」を作成しましたが、これらの普及等を通じて、子どもたちの夢の実現に向けて支援します。
- また、日本で成長していく外国人県民の子どもたちが夢を実現させるためには、年齢や通学・進学状況等に応じて施策を実施していく必要があります。そのため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施していきます。

重点施策Ⅱ	関係部局から成るプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します
--------------	--

(6) 施策の方向⑥ 労働環境の保障

- 多文化共生社会の形成の推進には、外国人労働者の適正な雇用が行われることが必要です。このため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」²⁹の普及を推進します。
- 地域社会の活性化に貢献できる貴重な人材である外国人県民がその能力を発揮し、安定した職業生活が営まれるよう、外国人県民(就労制限のない者)を対象とした職業訓練の実施に向けた取組を推進するとともに、日本における労働関係制度の理解を促進します。また、県内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについて適切な相談を受ける機会などの案内により、適正・安定した就業を促進します。
- 適正就業に関する指導・監督は国の権限であり、外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の指導強化が不可欠です。そのため、機会をとらえて、国に対して積極的に要

²⁸ 入学前に簡単な日本語や学校の習慣などを教える事業。日本人の親は、我が子の小学校入学を前にして、自分の持ち物がわかるように、名前を読んだり書いたりできるように教え、学校の行事などを話し、小学校に対応できるように準備をします。しかし、外国人の親の中には、日本語や日本の学校の制度などがわからないために、教えることができない人もいます。実際に、こうした外国人の子どもの中には、日本の小学校に入学したものの、うまく適応できずに不登校になってしまう事例もあります。

²⁹ 参考資料○ページ参照

望を行います。

- 企業の社会的責任³⁰に対する取組は、日本社会の持続的発展にとって非常に重要であるとともに、外国人労働者の労働環境の保障にとっても重要であることから、企業の社会的責任に関する取組を推進していきます。

重点施策Ⅲ	企業が社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します
--------------	---

(7) 施策の方向⑦ 日本語学習や多言語による情報提供の保障

- 外国人を受け入れるに当たっては、日本語教育の体制を整備することが不可欠です。現在、地域の日本語教育はボランティアに頼っていますが、(社)日本語教育学会等の専門機関と連携して、実態を把握した上で、どのような体制を整備していくべきかを検討して、国に制度化を働きかけていく一方、県としての方針を明確にします。また、この中で、企業の日本語教育との関わりについても検討していきます。
- そうした中で、外国人県民に対し、日本語や日本の文化、慣習などに関する学習の必要性に対する理解を促し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めます。また、外国人県民の日本語学習などをサポートするボランティアの養成や NPO などが実施する日本語教室に対しても支援していきます。
- なお、インターネット上には、豊田市の作成した「とよた日本語学習支援システム」や豊橋市が作成した「Vamos Ganbatar」のような日本語学習コンテンツが公開されています。こうしたコンテンツを外国人県民に幅広く活用してもらうために、コンテンツ作成機関と連携をとって、日本語学習コンテンツのポータルサイトを構築します。
- また、「とよた日本語学習支援システム」は、学習コンテンツだけでなく、地元大学と連携して、教室開設のプロセスや授業の進め方、日本語能力判定の基準や方法についても開発しており、こうしたノウハウ等も普及していきます。
- 外国人県民に対して提供される行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容、地域社会のルールや慣習など、様々な情報提供を行います。
- 特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、多様な言語で

³⁰ 企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方。2010年11月に発行された国際規格(ISO26000)では、社会的責任には7つの中核主題があるとしており、その中で、「労働慣行」が挙げられており、すべての労働者に対する平等な労働機会を確保し、公正かつ労働者の安全と健康に配慮した労働条件・労働環境を整備するとともに、政府・雇用者・労働者の代表者間の交渉・協議・情報交換などの社会対話の重要性を認識することが求められています。

多様なメディアを活用するなど、情報提供のあり方や手段、内容を検討して、情報提供に努めます。

- また、どの国の人たちにも理解できる「やさしい日本語」³¹の普及に努めていきます。

重点施策Ⅳ	専門機関と連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定します
--------------	---

(8) 施策の方向⑧ 多文化共生の担い手の育成

- 地域において多文化共生を推進していくことは大切であるため、地域で活動できる人材や団体を育成するとともに、長年、多文化共生に貢献している個人や団体を表彰していきます。
- 日本人の学生の多くは、小中学生期に外国人の同級生を持っていた経験があり、多文化共生を当たり前のこととして考えられるようになってきています。また、サークルやゼミ等において、多文化共生に関する活動をしている学生もいるため、大学等と連携しながら、多文化共生に対する理解を深めていくとともに、こうした活動を促進します。
- 一方、日本の大学等で教育を受け、日本社会で活躍している外国人青少年が増えており、今後の多文化共生の担い手として期待される存在です。また、彼らは、自らの経験を踏まえ、社会貢献活動を行っている場合があるため、こうした活動を促進していきます。
- 外国人県民と接する場が多い行政職員に対して、研修等を行うことにより、多文化共生に対する理解を深めていきます。

重点施策Ⅴ	学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します
--------------	---

³¹ 「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。1995年1月の阪神・淡路大震災では、日本語も英語も十分に理解できず必要な避難情報を受け取ることができない外国人もいたことから、多言語で情報が提供できるようになるまでの間、正しい情報を得て適切な行動をとれるように、弘前大学で考え出されたものです。これは特に、地震などの災害が発生したときに有効なことばとして考え出されたものですが、それ以外の場面においても有効です。愛知県においては、2012年度に、やさしい日本語にゲーム感覚で親しむためのアプリを開発しました。

2 施策目標Ⅱ 誰もが参加できる地域づくり

<目指すべき状態>

1. 外国人県民も担い手として施策の検討に加わっている
施策の方向① 外国人県民が担い手として施策・企画の検討に加わる場づくり
2. 自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境が整備されている
施策の方向② 子どもの教育の保障
施策の方向③ 就業・起業に対する支援
3. 様々な担い手が活動し対等な立場で連携・協働している
施策の方向④ 様々な担い手が対等な立場で連携・協働する場づくり

(1) 施策の方向① 外国人県民が担い手として施策・企画の検討に加わる場づくり

- 外国人も地域社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、日本人が外国人向けに企画するだけでなく、外国人県民や外国人自助組織との協働により、双方がともに、施策の立案・検討・運営に参加できるような仕組みをつくり、外国人県民が地域における施策の担い手となるような場づくりを検討します。
- その一つとして、本県が、外国人県民から直接意見を聴き、施策に反映させるために、2002年度(平成14年度)から、開催している「外国人県民あいち会議」のあり方について検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営する場となるよう機能を強化します。また、これまで当会議の委員を務めた外国人県民を始め、多文化共生の担い手となり得る外国人県民のネットワーク化を図ります。
- 外国人県民がこうした地域社会の活動に積極的に参加できるよう、雇用している企業に対して理解を求めています。

重点施策Ⅵ 「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営する場となるよう機能を強化します

(2) 施策の方向② 子どもの教育の保障 (○ページ参照)

(3) 施策の方向③ 就業・起業に対する支援

- 留学生や日本で育った外国人学生は、今後の多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうるため、就職支援事業の実施など、この地域に定着し、活躍できる環境整備を推進します。
- 起業するために必要な情報提供等を行うことにより、外国人県民のこの地域での起業を推進します。

(4) 施策の方向④ 様々な担い手が対等な立場で連携・協働する場づくり

- 多文化共生の推進にあたっては、県だけでなく、市町村、国際交流協会、NGO・NPO、企業、大学、学校や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしています。また、当事者である外国人県民の役割も大切です。そのため、こうした様々な立場の者が対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について議論し合意を形成するための場をつくります。
- 多文化共生に関わる複雑で多岐にわたる課題に対応するため、多文化共生分野のNPOと他分野のNPOが、それぞれの役割を踏まえ、中長期的な視点に立って策定した協働ロードマップ³²に沿って協働を促進します。
- また、効率的・効果的に事業を行えるよう、県と市町村のネットワークを築くとともに、外国人の多い他県との連携も図っていきます。

重点施VII

協働ロードマップに沿って、多文化共生分野のNPOと他分野のNPOとの協働を促進します

³² 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書として考えられたもの。2012年度に、「多文化共生社会づくりにおける異分野 NPO との連携・協働」をテーマとして策定した。参考資料〇ページ参照。

3 施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

<目指すべき状態>

1. 外国人県民が自立して生活している
 - 施策の方向① 子どもの教育の保障
 - 施策の方向② 労働環境の保障
 - 施策の方向③ 日本語学習や多言語による情報提供の保障
 - 施策の方向④ 就業・起業に対する支援
2. 誰もが安心して暮らせる地域になっている
 - 施策の方向⑤ 医療・保健・福祉の充実
 - 施策の方向⑥ 相談体制の充実
 - 施策の方向⑦ セーフティネットの整備
 - 施策の方向⑧ 居住環境の整備
 - 施策の方向⑨ 防災対策等の充実
 - 施策の方向⑩ 安全・安心な生活環境の向上

(1) 施策の方向① 子どもの教育の保障 (○ページ参照)

(2) 施策の方向② 労働環境の保障 (○ページ参照)

(3) 施策の方向③ 日本語学習や多言語による情報提供の保障 (○ページ参照)

(4) 施策の方向④ 就業・起業に対する支援 (○ページ参照)

(5) 施策の方向⑤ 医療・保健・福祉の充実

○ あいち医療通訳システムにより、外国人県民が安心して医療機関等を受診できるように体制を整備するとともに、保健予防活動も対象とします。また、福祉分野への拡大も検討します。

○ 外国語による診療が可能な医療機関の情報について、外国人県民や支援団体などへの一層の周知を図りながら、内容の充実に努めます。また、外国人県民に適切な救急医療が提供されるように努めます。

○ 永住化に伴い、外国人の抱える課題は日本人の抱える課題と変わらなくなってきており、高齢者や障害者等に対する社会福祉の充実が喫緊の課題となりつつあるため、関係部局や機関との連携を図っていきます。また、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供を充実します。

重点施策Ⅷ

あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します

(6) 施策の方向⑥ 相談体制の充実

- 法律や行政手続き、教育などの様々な分野に対して、幅広く、多言語で対応できるように、相談体制を充実します。
- また、外国人県民の永住化の進展に伴い、外国人県民が抱える問題は、DV などの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不適応など子どもの教育の問題など、多様かつ複雑化していることから、多文化ソーシャルワーカーを配置して、市町村、市町国際交流協会と連携・協力しながら、より専門性の高い相談体制を充実します。

(7) 施策の方向⑦ セーフティネットの整備

- 景気の悪化が続く中で、就労が不安定な外国人と日本人弱者が階層化していくことが懸念されるため、弱者をつくらないための働きかけや社会保障のセーフティネットが必要です。そのため、「社会的包摂」³³の理念のもと、関係部局・機関と連携を図っていきます。
- 日本語能力や学力の不足などから、ひきこもりやニート(若年無業者)などになっている外国人の子どもや若者がいますが、こうした困難を抱える子どもや若者が円滑に社会生活を送るためには、一人ひとりに寄り添い、その抱える問題の解決に向けた包括的、継続的な対応が必要となります。そのため、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPO等の関係者が連携を密にし、身近な市町村において総合的な支援ができるような仕組みづくりを支援していきます。

(8) 施策の方向⑧ 居住環境の整備

- 県営住宅を始めとする公的賃貸住宅では、入居時に生活情報の提供や相談窓口を設置します。また、自治会など居住者の協力を得ながら、外国人居住者へのルール理解を促進するとともに、関係部局と連携して地域づくりを考えていきます。
- また、特に集住地域では、NPO等が外国人児童・生徒に対する学習支援や日本語教室などを実施していますが、こうしたNPOと自治会等の連携を図り、地域住民にも、こうした活動に関わってもらうとともに、外国人居住者との交流事業をきっかけとして、日本人同士を含めて、お互いの顔が見える関係づくりを推進することにより、地域が主体となった多文化共生型の居住環境の形成を図ります。
- 外国人などの入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、協力店、支援団体の情報提供を行います。

(9) 施策の方向⑨ 災害対策等の充実

³³ ソーシャル・インクルージョン。すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

- 災害時など緊急時に外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、愛知県地域防災計画に基づく支援対策を着実に実施します。
- 平時から外国人県民に対して、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、防災訓練などへの参加を促進することにより、災害時には、要援護者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成していきます。また、外国人も地域活動の担い手となる場のひとつとして、防災訓練を活用し、企画段階から外国人も関わっていけるよう働きかけていきます。
- 大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できなかつたり、地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人県民を支援するために、多言語等での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センター³⁴を設置します。
- また、外国人支援ボランティアまたは語学ボランティアを避難所などに派遣するとともに、ボランティアのネットワークを構築し、支援体制の整備を推進します。災害情報や支援情報をより広く提供するために、マスコミとの連携も検討していきます。

重点施策Ⅸ	大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します
--------------	---

(10) 施策の方向⑩ 安全・安心な生活環境の向上

- 地元自治体、自治会などの関係機関と情報交換や意見交換を行い、地域の実情に応じた取組を連携して行うことにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 日本社会の中でともに安全で安心して暮らせるためのルールを教えたり、安全・安心に関する情報を多言語で提供します。
- 外国人県民が交通事故の当事者(被害者や加害者)にならないよう、自治体と警察が連携し、多言語での交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。
- 悪質商法などの被害にあわないよう、消費生活全般に関する暮らしの情報を多言語で提供します。

重点施策Ⅹ	地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します
--------------	---

³⁴ 2007年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の際に設置されたのを参考に、(財)自治体国際化協会によって「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」が作成され、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、その日の夜、(公)仙台国際交流協会に設置されました。

10項目の重点施策と平成29年度までの目標

重点施策	平成29年度までの目標
I. 多文化共生月間を制定します	制定
II. 関係部局から成るプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します	プロジェクトチーム設置
III. 企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します	セミナー開催
IV. 専門機関と連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定します	指針策定
V. 学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します	交流会等開催
VI. 「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営する場となるよう機能を強化します	機能強化
VII. 協働ロードマップに沿って、多文化共生分野のNPOと他分野のNPOとの協働を促進します	協働ロードマップどおりに促進
VIII. あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します	福祉分野への拡大
IX. 大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します	協定締結
X. 地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します	情報交換会等開催

第4章 プランの推進に向けて

1 多文化共生推進主体の役割の明確化

多文化共生の推進に効果的に取り組むため、各推進主体の役割分担について明確化します。

● 国

国においては、日系定住外国人に関する政策の総合調整を行う「定住外国人施策推進室」を設置し、日系定住外国人施策に関する基本方針に基づく各府省庁の行動計画を策定しているところですが、この計画に盛り込まれた施策を、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係府省庁が緊密に連携し着実に実施することが望まれます。

また、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針及び日系定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが望まれます。

さらに、県や市町村が外国人県民に行政サービスを提供したり、納税など住民としての義務の履行を促したりするには、外国人県民の所在情報を的確に把握する必要があります。そのため、外国人県民に係る住民基本台帳の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるよう実効性を確保するとともに、外国人も住民として等しく行政サービスを提供できるよう、多言語等での情報提供や通訳の配置など、環境を整備するための自治体に対する十分な財源措置が望まれます。

加えて、住民基本台帳に記録されない外国人に対する行政サービスの提供等に関する取扱いについて、関係府省庁へ協議を行い、適切な対応をとることが求められます。

そのほか、定住化が予想される外国人が日本社会に適応し生活していくにあたって最低限必要となる日本語によるコミュニケーション能力の習得や日本社会に関する学習を促すための施策、外国人児童生徒に対する教育の基本方針の策定などが求められます。＜←国への要望内容に合わせて修正＞

● 愛知県

愛知県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、市町村の境界を越えた広域的な課題への対応、市町村レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

愛知県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

施策の推進にあたっては、庁内関係部署との連携が図られる体制のもと実施していきます。また、国、都道府県、市町村、市町国際交流協会、NGO・NPO、企業、大学、学校や地

域住民などに加え、当事者である外国人県民との連携・協働も積極的に図ります。

そのほか、国の外国人受入れ方針の明確化や法制度などの整備が多文化共生を推進するうえで基本的な前提となるため、国の制度に関わるものは、引き続き、積極的に見直しや改善を要望します。

● 市町村

市町村は、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。特に、外国人県民も住民基本台帳に記録されるようになったことから、日本人と同じく、教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスが受けられるようにするとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容などの情報を、多言語等で提供する必要があります。一方、地域住民に対しても、多文化共生に関する啓発などの取組を推進していくことが求められます。

また、県との役割分担を明確にしなが、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせ、多文化共生の地域づくりを推進していくことが求められます。

市町村教育委員会は、愛知県教育委員会と連携しながら、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを進め、児童生徒の状況に応じた支援が求められます。

● 国際交流協会

国際交流協会は、県や市町村と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人県民に対する相談事業、NGO・NPO の活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取組の推進を図ることが期待されます。そのほか、様々な多文化共生推進主体間のネットワークの構築も求められます。

● NPO などの団体

多文化共生の取組は、NPO などの活発な活動に支えられてきました。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど団体の特色を生かしなが、地域のニーズを的確に把握した活動の展開が期待されます。

また、外国人県民自らがNPOなどを設立し、主体的に活動している事例も見られるようになってきました。外国人県民も地域社会の一員であり、地域社会を支える担い手であるという自覚を醸成していくため、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りなが、多様な活動を展開していくことが期待されます。

● 企業

外国人労働者は、この地域の経済活動に大いに貢献しています。外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働基準法、最低賃金法、

労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が求められます。また企業には、地域の構成員としての社会的責任に加え、外国人労働者を雇用している企業としての社会的責任があります。企業はこの責任を認識し、この地域全体の課題への取組として、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

● 県民

<日本人県民>

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を対等なパートナーとして認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

<外国人県民>

外国人県民は、地域社会で自立して日本人県民と共生していくために、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールに関する学習にも努める必要があります。更には、地域社会の構成員であると認識し、地域住民との交流や地域の活動に積極的に参加することが求められます。<←外国人県民あいち会議の結果を踏まえて修正>

● 大学

大学は、教育研究の成果を生かして、多文化共生分野での地域貢献が期待されます。具体的には、実態調査や施策立案などにおいて、行政、NPO・NGO の支援、県民などへの多文化共生の啓発、学生による多文化共生に関する活動などです。

また、多文化共生の分野で活躍できる人材の育成が期待されます。そのほか、教員の養成課程において、様々な外国語の学習機会の提供や、多文化共生に関するカリキュラムの充実も望まれます。

● 学校(小学校・中学校・高等学校)

すべての児童生徒に対して、多文化共生教育推進の場としての充実が望まれます。さらに、学校という場では、日本人県民と外国人県民が出会う場合も多く、学校は多文化共生社会づくりの拠点として活用することができます。

また、学校は、外国人児童生徒が日本語や教科などを学習する上で、最も重要な役割を担う場です。言葉や情報の面で不利な状況におかれている彼らに対して、自らの夢や希望を叶えることができるよう、学習支援や適切な進路指導を積極的に行う必要があります。

2 多文化共生推進主体の連携・協働の強化

● 県関係部署・機関

愛知県の多文化共生施策は、多文化共生の推進を所管する専門部署である多文化共生推進室が中心となって取り組んでいます。多文化共生の課題は多岐にわたることから、県関係部署・機関の横断的な連絡調整を行いながら、連携がより図られる体制の下、施策を推進していきます。

● NPOなどの団体

また、多文化共生を推進するための横断的な連携は、行政内だけでなく、多文化共生に取り組んでいる NPO などの団体にも必要です。そのため、こうした団体と多文化共生以外の分野の NPO 等との連携を図っていきます。

● 自治体間

外国人が多数居住している自治体は共通の課題を抱えており、広域的な施策展開をして課題解決に取り組むことも効果的です。愛知県は、7県（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市で「多文化共生推進協議会」を設置して活動しています。

引き続き、共通の課題などについて議論を深めるとともに、多文化共生に関する取組みを共同で進めていきます。また、必要な法制度の改正などの働きかけなど、国に対しての提言活動を積極的に行います。

3 プランの進行管理と適切な見直し

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者によって定期的に評価を受け、実施状況を毎年度公表します。

また、プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、適時かつ適切に、プランの内容について見直しを行います。

第5章 目標に向けての具体的な施策

1 施策目標Ⅰ 多文化共生の意識づくり

(1) 施策の方向① 地域社会で外国人を受け入れるための意識の醸成

番号	項目	内容
1	多文化共生の日の制定	多文化共生の日を制定し、多文化共生に向けてのメッセージを発信します。
2	多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベントの実施	多文化共生意識の浸透を図るため、国際交流協会、大学、NPO・NGO などとの連携・協働によるシンポジウムやフォーラムを開催します。 また、多文化共生社会づくりへの理解を深める講座の開催を始め、多文化共生社会の意義や必要性など、多文化共生に関する啓発活動を積極的に推進します。
3	多文化共生に関する出前講座等の実施	学校の授業やNPO・企業・地域などで行われる勉強会や会合などの場に県職員が出向き、多文化共生に関する理解を深めます。
4	多文化共生の情報を集約したウェブサイトの運営	愛知県の多文化共生関連施策や統計情報、イベント紹介等多文化共生社会づくりに役に立つ情報を集約した総合的なウェブサイトの運営を行います。
5	持続可能な開発のための教育(ESD)の普及啓発及び取組の促進	国際理解・多文化共生がテーマの1つとなっている「持続可能な開発のための教育(ESD)」について、2014年11月の「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、イベント等を通じて普及啓発及び取組の促進を図ります。
6	「外国人県民あいち会議」の周知	外国人県民の意見を知ってもらい、多文化共生社会への関心を高めるために、ニュースレターやウェブページにより、「外国人県民あいち会議」の活動内容等について広報の充実に努めます。

(2) 施策の方向② 外国人県民と日本人県民の交流の推進

番号	項目	内容
7	交流や国際理解を深めるためのイベントの実施	外国人県民と交流を図ったり、国際理解を深めるためのイベントを開催します。その際、外国人県民の多様化に鑑み、様々な国籍や民族に対する理解が進むように留

		意していきます。
8	異文化理解イベントカレンダーの作成	各地域で開催される異文化理解イベントをとりまとめ、イベントカレンダーとして、県のウェブページ等で周知します。

(3) 施策の方向③ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり

番号	項目	内容
9	愛知県において取り組んできた先導的事業の普及	愛知県において、これまで先導的に取り組んできた事業を継続的に実施するため、ノウハウ等を広く普及していきます。
10	市町村の多文化共生に関する取組の周知	各市町村において地域の実情に応じて取り組まれている事業を紹介することにより、他市町村にも広げていきます。

(4) 施策の方向④ 人権意識の高揚

番号	項目	内容
11	人権尊重と施策への反映	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき人権教育・啓発を進め、県政の各分野において、外国人県民の人権尊重の視点にたった施策を推進します。
12	人権啓発資料の作成	人権啓発資料を作成し啓発イベントなどで配布して、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。
13	多文化共生教育を通じた人権教育の推進	多文化共生の視点にたった国際理解教育を普及するためのセミナーや、「学びネットあいち」(愛知県生涯学習情報システム) ³⁵ を活用した学習コンテンツにより、互いの文化を理解し尊重する態度を養うなど、人権意識の高揚に努めます。

(5) 施策の方向⑤ 子どもの教育の保障

番号	項目	内容
14	日本語教育適応学級担当教員の加配及び語学相談員の配置	外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。また、外国人児童生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語)と日本語の両方に堪能な語学相談

³⁵ 県内の生涯学習関係機関や団体が保有する生涯学習情報を総合的に提供するシステムです。
<http://www.manabi.pref.aichi.jp/>

		員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。
15	青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施	青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。
16	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、語学演習、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させ、資質の向上を図ります。 また、校長を始めとする管理職に対する研修会では、多文化共生の視点にたったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。
17	外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換	市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。
18	外国人生徒に係る入学者選抜実施	外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、一般入試に先立って別枠で入学者選抜を実施します。
19	県立高等学校における外国人生徒への教育支援(外国人生徒サポーターの配置)	日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒等が在籍する県立高等学校(全日制・定時制課程)に、生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語・中国語など)に堪能な外国人生徒サポーターを配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。
20	児童生徒への多文化共生教育の推進	公立学校では、多文化共生の視点にたった国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。
21	外国人の子どもに対する就学に向けた取組の推進	外国人児童生徒が多い市町村で、母語/母国語で書かれた就学案内の作成・配布を促進するなど、不就学解消に向けた取組を推進します。 また、多文化ソーシャルワーカーを活用して、不就学の子どもやその保護者の就学意欲・意識を高める働きかけをし、就学に導くよう努めます。
22	外国人学校への私学助成金の交	学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金(「経常費補助金」)を

	付	交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。
23	各種学校認可申請に関する情報提供	外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可に関する情報提供を行うとともに、運営状況等を把握し、生徒数の基準緩和に向けて努めていきます。
24	外国人学校における課題の把握及び対策の検討	外国人学校における学校健診の実施状況や卒業後の進路等の実態を把握し、対策を検討します。
25	学習支援ボランティアの確保	学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOに紹介します。
26	「日本語学習支援基金」の活用	地元経済団体や企業などと協力して創設した「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援するとともに、日本語ボランティアの養成を行うなど、外国人県民の子どもの日本語学習を促進します。 また、外国人児童生徒及び保護者等が日本の教育制度等についての理解を深めるための進学説明会を実施します。
27	プレスクールの設置促進	全国に先駆けて作成した「プレスクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体等への説明会等を開催することにより、プレスクールの設置を促進します。
28	進路先情報の提供	外国人児童生徒及び保護者等に進学イメージをわかりやすくするため、高校や大学、職業訓練校等の進路先の情報を提供します。
29	母語教育の推進	外国人コミュニティ母語教育等支援事業 ³⁶ により得られたノウハウを広めることにより、母語教育を推進します。
30	外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブックの普及	外国人県民の子どもたちが将来に夢をもち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することができるよう作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」の普及を図ります。

³⁶ 2012年度に、外国人県民が、コミュニティ内において、子どもたちに母語や母文化を教えたり、母語による教科指導ができるよう、教室運営をサポートしながらモデル的に教室を開催するとともに、今後、こうした取り組みを行おうとする外国人コミュニティの参考となるよう、具体的な実施方法等について、有識者等の協力を得ながらまとめたもの。

31	外国人県民の子どもたちの教育に関するプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。
----	--------------------------------	---

(6) 施策の方向⑥ 労働環境の保障

番号	項目	内容
32	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」について、企業などを対象としたセミナーを開催し、広く普及していきます。
33	企業の社会的責任に対する取組の推進	企業の社会的責任に関する取組の意義や事例等をセミナーやウェブサイトを通じて周知し、社会的公正の観点から外国人労働者の適正雇用を推進します。
34	外国人県民を対象とした職業訓練の取組の推進	高等技術専門校で外国人県民(就労制限のない者)を対象とした職業訓練の実施に向けた取組を推進します。
35	外国人労働者向けパンフレットの作成	就業に関する基礎知識をポルトガルと日本語で併記してウェブページに掲載し、県内企業で働こうとする外国人労働者の適正就業に努めます。
36	多言語による労働関係情報の提供の充実	多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、労働関係の相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。

(7) 施策の方向⑦ 日本語学習や多言語による情報提供の保障

番号	項目	内容
37	日本語に関する実態調査と指針の策定	(社)日本語教育学会等の専門機関と連携して地域の日本語教育の実態を調査し、指針を策定することにより、県としての方針を明確にします。
38	日本語学習機会の提供の充実	日本語教室を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。
39	日本語教室への支援	市町村等と連携して、地域に密着した日本語教室の開設をめざす講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催します。また、日本語教育に携わるボランティアや教師などに対して、日本語教育に関する情報提供を行います。

40	日本語学習コンテンツ等の普及	インターネット上にある日本語学習のコンテンツを外国人県民に幅広く活用してもらうため、日本語学習コンテンツのポータルサイトを構築して普及に努めます。特に、「とよた日本語学習支援システム」については、学習コンテンツだけでなく、教室開設のプロセスや日本語能力判定の基準等についても開発しているため、こうしたノウハウ等も普及していきます。
41	やさしい日本語の普及	やさしい日本語をゲーム感覚で親しめるように作成したアプリ等を活用して、やさしい日本語の普及に努めます。
42	憲章による企業の日本語教育等への理解促進	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、企業が外国人労働者に対して日本語教育等についての理解を深める機会の提供に努めるよう、促します。
43	相談事業と生活情報の提供	多言語による外国人相談事業と生活情報の提供を行います。
44	愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実	愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実に努めます。
45	出版物の内容充実・多言語化	外国人県民に対する生活情報や行政情報の提供内容を充実し、多言語の出版物の作成をさらに推進します。
46	ウェブページを活用した多言語情報の充実	愛知県のウェブページの多言語化を図り、行政情報の提供の充実に図ります。 愛知県警察のウェブページでは、「生活の安全・安心」に関する情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語等で提供します。
47	FM 放送等による多言語情報の提供	FM 放送等により、外国人に対し、多言語で生活情報等を提供します。
48	外国人支援ボランティアの活用	外国人支援を行うボランティア登録制度の積極的な活用を図って情報提供に努めます。

(8) 施策の方向⑧ 多文化共生の担い手の育成

番号	項目	内容
49	顕彰の実施	多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個人、団体などを表彰します。

50	学生たちの多文化共生に関する活動の促進	多文化共生に関する活動を行っている学生、または、これから活動したいと思っている高校生・大学生を対象に、大学等の協力を得て活動報告や交流会などを開催します。
51	外国人青少年の社会貢献活動の促進	日本で進学や就職をした外国人青少年等の社会貢献活動を紹介し、発表する場を設けます。
52	愛知県立大学における多文化共生の推進に資する人材育成	愛知県立大学では、「国際関係学科」で英語やポルトガル語などの外国語運用能力を生かしながら多文化共生の推進に資する人材の育成に努めます。
53	多文化共生意識をもった行政職員の育成	専門家による講演や先進的な取組を紹介する多文化共生関係行政職員連携会議を開催し、行政職員の多文化共生意識の向上に努めるとともに、関係行政職員間の情報の共有や連携の構築を図ります。

2 施策目標Ⅱ 誰もが参加できる地域づくり

(1) 施策の方向① 外国人県民が担い手として施策・企画の検討に加わる場づくり

番号	項目	内容
54	「外国人県民あいち会議」の機能強化	「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営する場となるよう機能強化を図ります。
55	多文化共生の担い手となり得る外国人県民のネットワーク化	「外国人県民あいち会議」の委員を務めた外国人県民を始め、多文化共生の担い手となり得る外国人県民のネットワーク化を図ります。
56	憲章による外国人労働者の地域社会参画に対する企業の理解促進	外国人県民が地域活動の担い手となれるよう、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者が主体的に地域社会に参画にできるよう、企業の理解を促します。

(2) 施策の方向③ 就業・起業に対する支援

番号	項目	内容
57	留学生の地域定着への支援	県内企業への就職を希望する留学生を対象に、合同企業説明会(留学生就職フェア)や就職セミナーを開催します。また、日本企業への就職に必要な知識習得や就

		業体験のためのインターンシップを実施します。
58	外国人学生のインターンシップ受入	日本社会で円滑に就職できるよう、外国にルーツを持つ子どもたちを、本県においてインターンシップとして受け入れます。
59	外国人県民の起業の促進	起業のための情報提供等を行うことにより、外国人県民のこの地域での起業を促進します。

(4) 施策の方向④ 様々な担い手が対等な立場で連携・協働する場づくり

番号	項目	内容
60	多文化共生の多様な担い手から成る会議の開催	多文化共生の推進に当たって、様々な担い手が対等な立場で連携・協働するとともに、本県の多文化共生施策について議論し合意を形成するための場をつくります。
61	協働ロードマップに沿った多文化共生分野と他分野NPOの協働促進	協働ロードマップに沿って、多文化共生分野のNPOと他分野のNPOが、それぞれの役割を踏まえた協働を促進します。
62	市町村連携会議の開催	市町村との情報交換や連携を図るため、市町村連携会議を開催します。
63	他縣市との連携	日系ブラジル人等の外国人住民が多数居住する愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県及び名古屋市を構成員とする多文化共生推進協議会において、多文化共生社会の形成に向けて、情報交換や国への提言を行うとともに、総合的かつ効果的な取組を進めます。

3 施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

(1) 施策の方向⑤ 医療・保健・福祉の充実

番号	項目	内容
64	あいち医療通訳システムの普及及び対象の拡大	医療関係団体、大学、県内市町村と連携し、医療通訳者の派遣・電話通訳等を提供することで、外国人県民が安心して受診できるよう、医療環境の向上を図ります。また、システムの対象を医療・保健分野だけでなく、福祉分野へも拡大します。
65	県立病等における「あいち医療通訳システム」の利用	県立病院や保健所等において、あいち医療通訳システムを利用して、外国人県民への診療や地域保健活動の円滑な推進に努めます。

66	医療機関等外国人対応マニュアルの普及	医療機関等において、外国人患者を円滑に受け入れられるよう、医療機関等外国人対応マニュアル ³⁷ の普及に努めます。
67	医療保険に関する情報提供	国民健康保険制度の普及・啓発、保険料(税)の納付促進を図るため、外国語版(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語)のDVD及びリーフレットを活用し、各市町村保険者の指導・支援を進めます。
68	外国語対応可能な医療機関についての情報提供	県のウェブページ(救急医療情報システム)で、外国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語など)での診療が可能な病院や診療所の情報を提供します。また、5ヶ国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語)の音声とFAXにより、外国語対応可能な病院や診療所の情報を提供します。
69	外国人救急患者医療費未収金に対する補助	「救命救急センター(公立を除く)」で治療を受けた外国人(短期滞在者を含む)救急患者の医療費未収金について、補助を行います。
70	多言語による社会保障などの情報の提供の充実	多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、社会保障などに関する相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。
71	愛知県立大学における各言語による医療分野の知識を持つ人材育成	社会人などを対象に、医療などの分野でポルトガル語やスペイン語によるコミュニケーション支援ができる人材を養成します。

(2) 施策の方向⑥ 相談体制の充実

番号	項目	内容
72	多文化ソーシャルワーカーの活用	外国人県民が抱える心理的・社会的な問題に対して、本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーを配置し、市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制を充実します。 また、養成した多文化ソーシャルワーカーを対象に研修を実施し、一層のスキルアップを図ります。

³⁷ 外国人に対応するときの留意点や多言語版の患者への説明資料等をまとめたもの。

<http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/manual/index.html>

73	ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進	愛知県女性相談センターでは、DVを始め女性の人権を侵害する様々な問題の解決を図るため、相談窓口の情報を周知するとともに、相談員など専門家のネットワークづくりの推進に取り組みます。また、一時保護された外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を雇用し、適切な支援を行います。
74	テーマ別相談の実施	弁護士による無料法律相談を多言語で実施します。また、外国人住民の定住化に伴って多様化する諸課題にきめ細やかに対応するため、行政手続き、教育などの相談会も、多言語で実施します。

(3) 施策の方向⑦ セーフティネットの整備

番号	項目	内容
75	社会的包摂のための連携	外国人を含む全ての人々を社会の構成員として包み支え合うため、福祉・教育・労働・警察などの関係部局・機関と連携して、部局横断的に社会的包摂に向けた取組を行います。
76	困難を抱える子ども・若者の支援	外国人を含む困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活が送れるように支援する「子ども・若者支援地域協議会」などのネットワークが市町村において整備されるよう支援します。

(4) 施策の方向⑧ 居住環境の整備

番号	項目	内容
77	県営住宅入居者のしおりなどの作成	共同生活で守るべき内容を多言語で記載した「入居者のしおり」(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)などを入居時に配布し、情報の提供に努めます。入居後に「愛知県県営住宅通信」、「愛知県営住宅ニュース」などの外国語版を作成し、各戸に配布し注意を喚起します。
78	ポルトガル語による入居説明会の実施	外国人県民が多い地域の愛知県住宅供給公社住宅管理事務所に通訳を派遣して、入居説明会の開催や各種相談に応じます。
79	共同生活のルールなどを説明したDVD、絵本の活用	日本の生活習慣や共同住宅のルールなどを分かりやすく理解できるよう作成したDVDや子ども向けの絵本などを県営住宅の入居説明会や団地のイベントなどで積極的に活用するとともに、他の公的賃貸住宅管理者にも紹介していきます。

80	NPOと自治会の連携	NPOと自治会がお互いの活動内容を知り、情報交換や連携を図るための場を設けます。
81	居住者同士のコミュニケーションの促進	多文化共生実践モデル事業や多文化共生実践活動支援事業で得られたノウハウを普及し、日本人同士を含む居住者同士のコミュニケーションを促進します。
82	民間賃貸住宅への円滑な入居支援	外国人、高齢者、障害者、子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅、協力店、支援団体を登録し、情報提供することによって、円滑な入居を支援する「愛知県あんしん賃貸支援事業」を推進します。

(5) 施策の方向⑨ 災害対策等の充実

番号	項目	内容
83	外国人県民に対する防災知識の普及・啓発	外国人県民に対して、多言語で防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発に努めます。
84	防災訓練への参加促進及び外国人も加わった防災訓練の取組紹介	防災意識の高揚、不安感の解消のためだけでなく、災害時には、要援護者ではなく、支援者にもなれるよう、外国人県民の防災訓練への参加を促進します。また、そのために、外国人も加わった防災訓練の取組を紹介します。
85	災害情報の多言語化の推進	FM 放送等により、外国人に対し、多言語で防災関連情報を提供します。また、災害時の外国人向け情報提供に備え、県内ラジオ局を始めとした各種メディアとの連携を図っていきます。
86	災害時専門ボランティアとの連携及び活動支援	災害発生時に「広域ボランティア支援本部」を設置しますが、災害時における語学ボランティアとの連携強化を推進し、円滑なボランティア活動を支援します。
87	災害時の外国人支援対策及びネットワーク整備	市町村・市町村国際交流協会、在県外国公館・県警等関係機関、外国人支援 NPO・NGO など関係機関・団体と協力し、災害時の外国人支援活動が円滑に進められるよう体制を整えます。
88	災害多言語支援センターの設置	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための多言語支援センターを設置します。

(6) 施策の方向⑩ 安全・安心な生活環境の向上

番号	項目	内容
89	地域安全対策の推進	<p>犯罪被害者等に対して、刑事手続きの流れや相談窓口等に関する情報を提供するための手引き(外国語版)を作成し、愛知県警察のウェブページに掲載します。</p> <p>安全・安心に関する情報を、交番、駐在所の広報紙や巡回連絡の機会を通じて提供するほか、外国語メディアのホームページや外国語広報誌等にも情報提供していきます。</p> <p>外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。</p> <p>少年の非行防止を図るため、外国人学校や外国人少年が在籍する小・中学校などと連携した「非行防止教室」を実施するとともに、犯罪に巻き込まれないように「防犯教室」を実施します。</p> <p>地元自治体や自治会などの関係機関と情報交換や意見交換を行い、連携した取組を推進することにより、地域の実情に応じた、きめ細かな対応を行います。</p> <p>管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民を県内各警察署に設置されている警察署協議会³⁸委員に選出していきます。</p>
90	交通安全対策の推進	<p>県ウェブページで、5ヶ国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語)の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出など啓発に努めます。</p> <p>また、外国人県民を雇用している各企業や事業所、外国人学校などを対象に、各警察署管内の実態に応じた交通安全教室や講演会などを実施します。</p>
91	犯罪の取締り	<p>外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪、外国人県民によって敢行される各種犯罪の取締りを強化します。</p>
92	多言語による生活情報の提供の充実	<p>多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、消費生活全般に関する暮らしの情報提供についても一層の充実を図っていきます。</p>

³⁸ 地域住民などから選出され、警察行政について、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関です。警察法に基づいて2001年から各警察署に設置されています。